

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件二件	四七
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	四七
○育種母樹林等の指定を解除した件	四七
○育種母樹林等を指定した件	四七
○公金の徴収の事務を委託した件	四七
○建設業者の営業所の所在地を確認できないので建設業法の規定により告示する件	四七
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	四七
公 告	
○落札者を決定した件	四七
福 島 県 病 院 局	
○落札者を決定した件	四七
福 島 県 議 会	
○公印を新調しその使用を開始する件	四七
福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長	
○落札者を決定した件	四七

告 示

福 島 県 告 示 第 五 百 四 十 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年九月二十七日から令和七年一月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び小野町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ小野飯豊店 福島県田村郡小野町大字飯豊字坂東内前三十一番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ツルハ
代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩
住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十二号
2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ツルハ
代表者の氏名 代表取締役 八幡 政浩
住所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二十二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年五月十三日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百七十八平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 五十三台
(二) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 五十三台
2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 五十三台
(二) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 五十三台
3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
面積 五十三・一〇平方メートル
(二) 位置 別紙図面のとおり
面積 五十三・一〇平方メートル
4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
容量 六・七二立方メートル
(二) 位置 別紙図面のとおり
容量 六・七二立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前八時
閉店時刻 午前零時
2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午前零時三十分まで
3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 三箇所

- (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午前七時三十分まで
七 届出年月日
令和六年九月十二日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和六年九月二十七日から令和七年一月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。
令和六年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)葉王堂小名浜元分店 福島県いわき市小名浜元分十五
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社葉王堂
代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社葉王堂
代表者の氏名 代表取締役 西郷 孝一
住所 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目七番七号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年五月十九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千百九十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 三十三台
- 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 十二台

- 3 荷さばき施設的位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 二十八平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 三・七五立方メートル

福島県告示第五百四十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八條第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年九月二十七日から同年十月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和六年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前八時
閉店時刻 午後九時四十五分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 二箇所
(二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
七 届出年月日
令和六年九月十八日
- (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百四十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)以下「法」という。(第九條第一項の規定により、令和六年九月二十七日次のとおり育種母樹林を解除した。)

(商業まちづくり課)

令和六年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	解除の内容	法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
福島育三九号	育種母樹林	スギ	喜多方市熱塩加納町米岡字地藏山乙一五九		
					福島県

(森林整備課)

福島県告示第五百四十四号
 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。)第三条第一項の規定により、令和六年九月二十七日次のとおり育種母樹林を指定した。
 令和六年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあっては面積	法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
福島育二九号	育種母樹林	スギ	喜多方市熱塩加納町米岡字地藏山乙一五九		
					福島県

(森林整備課)

令和六年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第五百四十五号
 地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和六年政令第十二号。以下「改正政令」という。)附則第二条第一項によりなす従前の例によることとされる改正政令第一条による改正前の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。
 令和六年九月二十七日

一 委託した事務の範囲及び内容
 ふくしま県民の施設等の使用料の徴収事務

二 受託者の名称及び所在地
 1 名称 公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
 2 所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地

三 徴収の事務を委託する期間
 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

(森林計画課)

福島県告示第五百四十六号
 次の建設業者については、その営業所の所在地を確認できないので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条の二第一項の規定により告示する。
 なお、この告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。
 令和六年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 商号又は名称 株式会社EPC(登記上 株式会社貴建興業)
- 二 代表者の氏名 飯高 和之(登記上 太田 佐知子)
- 三 主たる営業所の所在地 福島県いわき市平字堂根町一番地一一(登記上 千葉県船橋市小野田町一三八二番地一)
- 四 許可番号 福島県知事許可(般一三)第三一七一一四号

(技術管理課建設産業室)

令和六年九月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第五百四十七号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。
 令和六年九月二十七日

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称 代畑

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する一点から十六点までを順次結んだ線及び十六点と一

点を結んだ線に囲まれた土地の区域

西白河郡中島村大字滑津字御城

二二番 一点 北緯三七度〇九分二九秒四七九一

二二番 二点 東経一四〇度二分五五秒二四六二

二二番 二点 北緯三七度〇九分二九秒六八五九

二〇番一 二点 東経一四〇度二分五六秒一六四七

二〇番一 二点 北緯三七度〇九分二九秒二七一五

二〇番一 二点 東経一四〇度二分五七秒三一二一

一八番 二点 北緯三七度〇九分二九秒三四〇五

一八番 二点 東経一四〇度二分五八秒七一二〇

同 郡同 村大字滑津字代畑

三二番 二点 北緯三七度〇九分三〇秒二七五〇

三二番 二点 東経一四〇度二分三〇秒三九四五

三二番 二点 北緯三七度〇九分三〇秒二五三六

三二番 二点 東経一四〇度二分三〇秒九六六二

同 郡同 村大字滑津字御城

一五番 二点 北緯三七度〇九分三〇秒五六〇二

一五番 二点 東経一四〇度二分三〇秒八二九五

同 郡同 村大字滑津字代畑

三二番 二点 北緯三七度〇九分三〇秒〇八六〇

三二番 二点 東経一四〇度二分三〇秒三四六五

三〇番 二点 北緯三七度〇九分二九秒六四七一

三〇番 二点 東経一四〇度二分三〇秒三〇四五

三五番 二点 北緯三七度〇九分二九秒三八二一

三五番 二点 東経一四〇度二分三〇秒三七六八

三二番 二点 北緯三七度〇九分二九秒六四三五

三二番 二点 東経一四〇度二分三〇秒七四九九

三六番 二点 北緯三七度〇九分二九秒〇一三一

三六番 二点 東経一四〇度二分三〇秒五八一九

四一番 二点 北緯三七度〇九分二八秒七二四五

四一番 二点 東経一四〇度二分五九秒四九五四

四一番 二点 北緯三七度〇九分二八秒五一四八

四一番 二点 東経一四〇度二分五七秒九二三八

四二番一 二点 北緯三七度〇九分二八秒四三九六

四二番一 二点 東経一四〇度二分五六秒六五九二

同 郡同 村大字滑津字御城

六三番 二点 北緯三七度〇九分二八秒六五七八

六三番 二点 東経一四〇度二分五六秒一九六七

(砂防課)

公 告

公告第180号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月27日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
議場用什器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年8月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社フォーピース 福島県福島市笹谷字谷地南15番地1
- 5 落札金額
54,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年7月16日

（入札用度課）

公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県立大野病院内残置物撤去・処分業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号。）第229条第1項の規定により公告する。

令和6年9月27日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立大野病院内残置物撤去・処分業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 F U J I T A 東京都千代田区麴町五丁目1番地1
- 5 落札金額
48,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年6月4日

(病院経営課)

福島県教育委員会教育長

12	11	番号
福島県議会個人情報保護 審査会長印	福島県議会情報公開審査 会長印	公印の名称
		印影

(総務課)

福島県議会告示第四号

公印を次のように新調し、令和六年九月二十七日その使用を開始する。
令和六年九月二十七日

福島県議会議長 西山尚利

福島県議会

公告第7号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立学校 I C T 支援業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年9月27日

福島県教育委員会教育長 大沼博文

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県立学校 I C T 支援業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年7月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機 I T ソリューション株式会社 東京都千代田区外神田六丁目15番12号
- 5 落札金額
87,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年6月14日

（教育総務課）